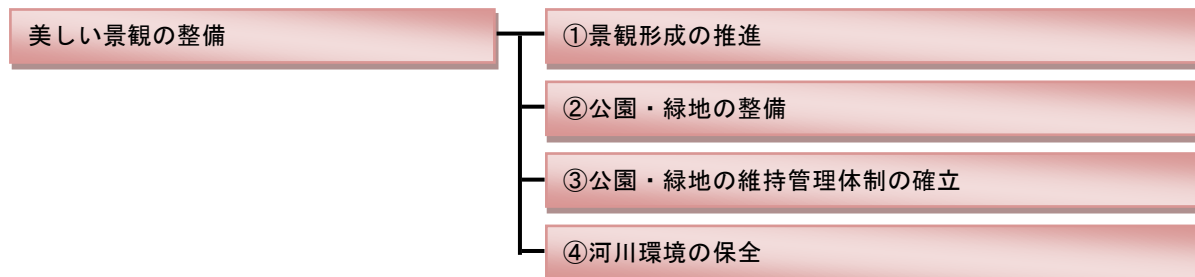


2. 安全で住みよいまちづくり

2-1 自然環境や景観を大切にすま

(1) 美しい景観の整備

【施策の体系】



①景観形成の推進

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎景観施策の策定・周知【建設管理課】

平成25年10月の高鍋町景観計画策定、平成26年7月の「高鍋町景観条例」施行についてホームページ等で周知を図るとともに、建築物等の塗装を請け負う業者等に通知を行い、景観条例の遵守を依頼することで良好な景観の維持を図ることができた。

◎景観まちづくりの推進【建設管理課】

これまで実施してきた景観まちづくり学習事業や写真・絵画コンテスト、景観整備機構への活動支援に加え、平成27年度より町内の景観づくりに貢献している建築物を表彰する景観賞を創設し、景観への意識啓発に努めた。

◎商店街まちなみ景観の形成【産業振興課】

平成24年度から商店街内店舗等の外観改修に対する補助事業を開始し、平成25年度2件、平成26年度1件、平成27年度3件の店舗改修が実施された。城下町高鍋らしい魅力ある商店街のまちなみ景観形成に向け一歩前進することができた。

◎農地景観を保全する活動への支援【産業振興課】

染ヶ岡地区の畑地約80haに地元農家がキャベツの緑肥となるひまわり1100万本を植え付け、毎年8月中旬に「きゃべつ畑のひまわり祭り」を開催している。この活動に対して町から種子代の補助を行うことで、農地景観を保全する活動の推進を図った。

▼官民一体となった景観づくり【建設管理課】

「高鍋町景観条例」の施行により施工業者等への周知は図れたものの、各景観施策で求めている官民一体となった景観づくり活動への意識啓発が不足しており、連携した取り組みが必要である。

▼まちなみ景観形成事業の展開【産業振興課】

商店街の統一した景観形成を目的としているが、該当する商店街に限定されており対象区域外の商店等への対応の検討が必要である。また、景観に大きく影響を与えている空き店舗等における今後の取り組みについても検討が必要である。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 景観条例や景観計画に基づき良好な景観への規制・誘導を図ります。
- 町民や事業者に対して景観条例や景観計画の周知に努め、連携した取り組みを進めます。
- 町民が主体的に行う景観づくり活動を支援します。
- 城下町高鍋としての歴史的・文化的な景観の保全を図ります。
- 農地景観を保全する活動への支援を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 景観条例や景観計画に対する理解を深め、法的な規制や基準を理解し、良好な景観づくりに努めます。
- 景観づくり活動等への参加、協力に努めます。
- 景観作物をはじめ農地の有効な利用を図ります。

②公園・緑地の整備

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎舞鶴公園に関連する各種計画の策定【建設管理課】

平成26年2月に高鍋町公園長寿命化計画を策定、平成26年6月に舞鶴公園整備基本計画の見直しを行った。

◎舞鶴公園周辺の整備【政策推進課】

高鍋農業高校島田ほ場跡地を活用した新たな観光交流拠点の創出について、舞鶴公園整備基本計画に基づく実施設計を行い、樹木伐採や入口の大型車両対応、駐車スペース部分の造成等を実施した。

▼舞鶴公園整備事業の着手遅れ【建設管理課】

改訂した舞鶴公園整備基本計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用して整備に着手予定であるが、各年度による補助枠が限られており、高鍋総合運動公園の整備が完了しないため、事業着手に至っていない。

▼舞鶴公園周辺の整備【政策推進課】

高鍋農業高校島田ほ場跡地について、観光交流拠点施設にかかる実施設計までは策定済であるものの、施設整備にあたっての財源確保や、関係団体等との協議において当該施設での事業連携についての方向性など明確でない事項が生じたため、本格的な整備工事に着手できていない。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 舞鶴公園・美術館・図書館を中心としたゾーンを本町の芸術文化活動や観光の拠点と位置づけ、整備を進めていきます。
- 改定された「舞鶴公園整備基本計画」に基づき、舞鶴公園の整備を進めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 公園整備の趣旨を理解し、整備に協力します。

③公園・緑地の維持管理体制の確立

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎公園施設長寿命化計画の策定【建設管理課】

町内の都市公園のうち高鍋総合運動公園、舞鶴公園、小丸河畔運動公園の3公園を対象とし、計画的な改修・整備を図ることを目的に公園施設長寿命化計画を策定した。

◎公園の定期点検整備【建設管理課】

町内の各公園に設置している遊具等の点検を毎年実施し、老朽化や損傷の度合いにより施設の改修等を随時行った。

◎地域住民との協働による維持管理【建設管理課】

各地区の公園のうち1カ所の公園の維持管理について地区と協定を締結し、協働による維持管理を実施することができた。

◎舞鶴公園内の樹木診断【建設管理課】

植栽後かなりの年数の経過している公園内の桜と梅及びその他の大きな樹木について、枝折れや倒木による人的被害を未然に防ぐため、樹木医への診断を依頼し、樹木の状況を把握することができた。

▼公園遊具の新設・更新【建設管理課】

公園内遊具のほとんどが設置後かなりの年数が経過しており老朽化しているため、点検により使用できないと診断が出た施設は撤去のみを行っており、地域から要望のあがっている遊具の新設・更新について検討が必要である。

▼地域住民との協働による管理【建設管理課】

高齢化が進む中、地域での公園の維持管理にも限界が出てくるものと考えられ、新たな施策の展開が必要である。

▼樹木の更新【建設管理課】

各公園に植栽されている樹木について、定期的に生育状況を確認し、倒木等のおそれのある樹木について伐採を行い、新たに植栽を行っていくなど樹木の更新をしていく必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町が管理する公園については、計画的に維持管理を行います。
- 地域住民との協働による維持管理を推進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 公園の管理運営活動に協力・参加します。
- 公園の適正な利用に努めます。
- 遊具等の破損状況について情報を提供します。

④河川環境の保全

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎水質状況の把握【町民生活課】

小丸川水系の水質状況を把握するため、年2回、19カ所の河川水の水質検査を実施し、水質に問題ないことを確認した。

◎河川流域の行政機関との連携【町民生活課】

国、県及び流域に位置する自治体で構成される小丸川水系水質汚濁防止対策連絡協議会に参加し、水質保全活動を進めることができた。

◎水質汚濁の防止【町民生活課】

事業所による小規模な油流出が数回発生したが、関係機関と連携し迅速に処理を行うことで水質汚濁を防止した。

◎下水道への接続の向上【上下水道課】

下水道の整備完了区域内における接続率は、平成25年度において78.7%であったものが、平成26年度80.5%、平成27年度81.1%と年々向上しており、居住環境の向上及び公共用水域の水質保全が図られた。

◎合併処理浄化槽への転換【上下水道課】

下水道認可区域外については、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を推進した。合併処理浄化槽設置工事費に対し補助を行うことで設置者の経済的負担を軽減し、河川などの公共用水域の水質保全を図ることができた。

▼油流出等の処理【町民生活課】

油流出等は河川の水質汚濁に影響が大きいいため、早急な対応と原因究明のため今後も各関係機関との連携が必要である。

▼生活排水の適正処理【町民生活課】

河川における水質汚濁の原因の一つに、生活雑排水が未処理のまま排出されていることが挙げられる。河川浄化に対する町民意識の啓発が必要である。

▼下水道未接続世帯に対する接続の推進【上下水道課】

下水道の整備完了区域内において、平成27年度末現在、18.9%の下水道未接続世帯があり、河川などの公共用水域の水質保全を図る観点から、さらに接続に向けた取り組みが必要である。

▼合併処理浄化槽への転換の推進【上下水道課】

下水道認可区域外においては、水洗化に対する町民意識の啓発を図り、合併処理浄化槽への転換及び適正な排水処理の指導に取り組む必要がある。

(目標を達成するための役割分担)

◆町が取り組むこと

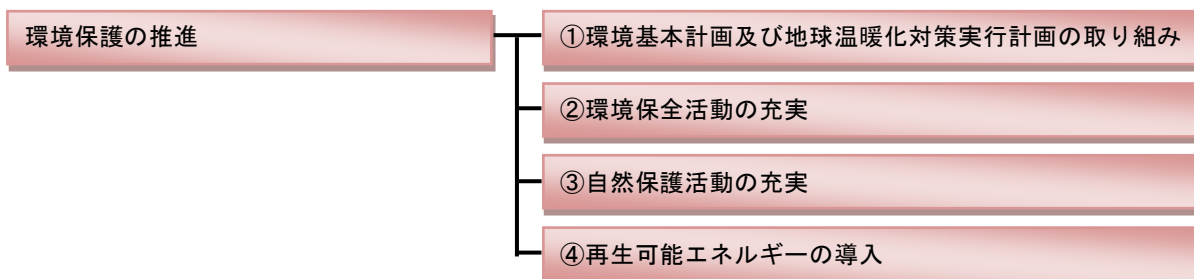
- 下水道認可区域内については、下水道への接続を推進していきます。
- 下水道認可区域外については、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進していきます。
- 河川等の公共用水域の水質状況を把握するため、定期的に水質検査を行います。
- 河川浄化に対する町民・事業者意識の啓発に努めます。
- 複数の市町村を流れる河川については、流域の行政機関や団体、事業者と連携し、河川愛護意識の啓発や水質検査などの取り組みを協働で進めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 下水道認可区域内については、下水道への接続を行い、生活排水の適切な処理に努めます。
- 下水道認可区域外については、合併処理浄化槽への転換を行い、生活排水の適切な処理に努めます。
- 生活排水による水質汚濁の現状を理解し、環境に配慮した排水を心がけます。

(2) 環境保護の推進

【施策の体系】



①環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の取り組み

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎町施設に係る温室効果ガスの排出抑制への取り組み【政策推進課】

町の公共施設（27施設）における各種エネルギー使用量や温室効果ガス排出量を把握するとともに第2次高鍋町地球温暖化対策実行計画の目標値達成に向けた情報の共有を行い、温室効果ガスの排出抑制に向けたエネルギー使用量削減の取り組みを推進した。

◎地球温暖化対策に関する周知啓発【政策推進課】

町の事務事業におけるエネルギー使用量を把握・公表することで、職員への地球温暖化対策の周知と町民や事業者等への啓発を行った。

▼高鍋町環境基本計画の周知及び推進体制構築【政策推進課】

高鍋町環境基本計画に示された環境施策を確実に効果的に推進するための体制が未だ構築できていない。

▼第2次高鍋町地球温暖化対策実行計画の目標達成【政策推進課】

電気使用量に係るCO2排出量の換算係数の変動（上昇）により、エネルギー使用量の削減が直接的に温室効果ガス総排出量の削減につながらず、更なる使用量削減を進めたとしても、数値目標の達成は困難な状況にある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 本町の環境保全に対する総合的な指針となる高鍋町環境基本計画の推進と周知を図ります。
- 第3次高鍋町地球温暖化対策実行計画に基づき、町の事務事業に係る温室効果ガス総排出量の削減に取り組みます。
- 環境問題に関する情報を収集・整理し、わかりやすい情報提供を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 高鍋町環境基本計画を理解し、身近なところから環境保全に取り組みます。
- 地球温暖化などの環境問題に対する認識を深め、日常生活の中で可能な取り組みを実践します。

②環境保全活動の充実

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎出前講座の開催【町民生活課】※再掲

地区や各種団体等に出向き出前講座を開催することで、住民に対して更なるごみの減量化と分別の重要性、リサイクル意識を啓発することができた。

◎学校における環境教育の実施【町民生活課・教育総務課】

環境教育の一部として、ごみ減量化ポスター作成を小学校に依頼し、子どものころから環境に関心を持つ機会づくりを行った。

また、東西小・中学校の授業において、各学年の成長段階に応じた環境教育を実施した。

◆小学校

学年	実施内容
1年生	○校内や学校周辺での自然観察、記録、体験活動 ○アサガオ等の植物栽培
2年生	○野菜の栽培、収穫
3年生	○高鍋湿原の環境や生き物についての調べ学習 ・高鍋湿原の見学
4年生	○社会科「ごみの処理と利用」との関連学習 ・西都児湯クリーンセンター見学 ○総合的な学習の時間 ・蚊口の浜の清掃活動（アカウミガメの保護）
5年生	○社会科「わたしたちの生活と環境」 ・森林の役割、環境問題、自然災害についての学習 ○総合的な学習の時間 ・米作り（田植え、稲刈り体験）
6年生	○社会科「世界の未来と日本の役割」 ・地球温暖化、熱帯雨林の減少についての学習 ・地球環境悪化を防ぐための世界の取り組みについての学習

◆中学校

「環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う」と定められている学習指導要領に基づき、社会科、理科、保健体育科、技術家庭科、道徳の各教科において環境問題、エネルギー問題、地球温暖化問題などの環境教育を推進している。さらに、総合的な学習の時間を利用して1年生による蚊口浜美化活動も行っている。

◎保育園・幼稚園等における環境学習の実施【福祉課】

幼い頃から環境に対して感じる豊かな心を育て、環境への理解や関心を深めるため、環境学習に取り組んでいる施設を県が認定し、環境学習のサポートを行っている。町内では、一真持田保

育園、なでしこ保育園、わかば保育園、高鍋西小学校放課後児童クラブの4施設が認定を受け、ダンボールコンポストなどの環境教育を実施している。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 保育園・幼稚園・小中学校における環境学習を推進します。
- 子どもたちの自主的な環境学習活動を支援します。
- 環境に関する出前講座を充実させ、環境学習の機会を提供します。
- 広報紙や町ホームページなどの様々な媒体を用いて環境情報を提供します。
- 町民や事業者、NPO団体等と連携し、環境フォーラムなどのイベントの開催や環境保全への啓発に努めます。
- 町民や事業者、NPO団体等の自主的な環境保全活動を積極的に支援します。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域の身近な環境問題に関する勉強会など、環境学習に積極的に参加します。
- 出前講座や環境保全アドバイザー制度などを活用し、環境への理解を深め、環境問題について学びます。
- 環境フォーラムなどのイベントや環境保全活動に参加するよう努めます。

③自然保護活動の充実

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎高鍋湿原の保全【社会教育課】

社会教育課施設環境整備嘱託員2人を雇用し、高鍋湿原ボランティアの協力・指導の下で、草刈りや竹切り等の作業を行うことにより良好に保全することができた。また、湿原ガイド養成講座を通年で10回開催し、高鍋湿原ボランティアガイドによる案内等を通して自然保護の大切さを啓発することができた。

◎アカウミガメの保護【社会教育課】

宮崎県野生動植物保護監視員及びアカウミガメ保護ボランティアにより、上陸頭数と産卵状況の調査が行われた。また、多くの子ガメを海に帰すことができるよう産卵直後の卵を保護・ふ化させるとともに、産卵地の保護と海岸の環境維持に努めることでアカウミガメの保護を図ることができた。

◎海岸漂着物の処理【町民生活課】

海岸に漂着物があった場合は、宮崎県海岸漂着物緊急情報連絡マニュアルに沿って海岸管理者である県の機関や国の機関と連携しながら適切に処理を進めた。

▼後継者の育成・確保【社会教育課】

高鍋湿原やアカウミガメの保護活動は、ボランティアの協力のもと良好な状態で保護されてきているが、今後も高鍋町の貴重な自然資源として保護・継承していくためには、自然保護の大切さを啓発していくとともに、幅広い世代から後継者を確保し、育成を図っていくことが必要である。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 学校や地域の活動における自然環境教育・学習の充実に努めます。
- 国や県と一体となって、貴重な動植物の生息・生育地を保護し、自然とふれあうことができる場の整備を進めます。
- 県指定天然記念物であるアカウミガメをはじめ、県のレッドデータブックに記載されているような、希少な動植物の保護・調査に努めます。
- 高鍋湿原やアカウミガメの保護活動に携わる人材育成を推進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 生態系や野生動物との共生について学び、理解を深め、身近な地域の生物を大切にします。
- ペット（外来種）の野外への放出、外来魚の違法放流、国内の他地域から持ち込んだ野生動物の放出を行わないなど、在来生物へ配慮します。
- 地域の河川や海岸などの維持管理活動や保全活動へ積極的に参加します。

④再生可能エネルギーの導入

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎再生可能エネルギーの導入促進【政策推進課】

平成25年度に、第一次避難施設に指定されている高鍋町中央公民館の災害時における避難施設機能維持を目的として、太陽光発電システムの導入を行った。また、再生可能エネルギーに関するポスターの掲示やパンフレットの配布を行うなど情報提供や啓発を行った。

▼町民等への地球温暖化対策に関する啓発【政策推進課】

町全体で温室効果ガス排出量削減の取り組みを進めるために、一般家庭や事業所等における排出量の把握や効果的な啓発、情報提供が必要である。また、東日本大震災をきっかけに高まった省エネ意識を持続する取り組みを進める必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 太陽光発電などの再生可能エネルギーに関する情報提供を行います。
- 公共施設への太陽光発電設備の導入を推進します。

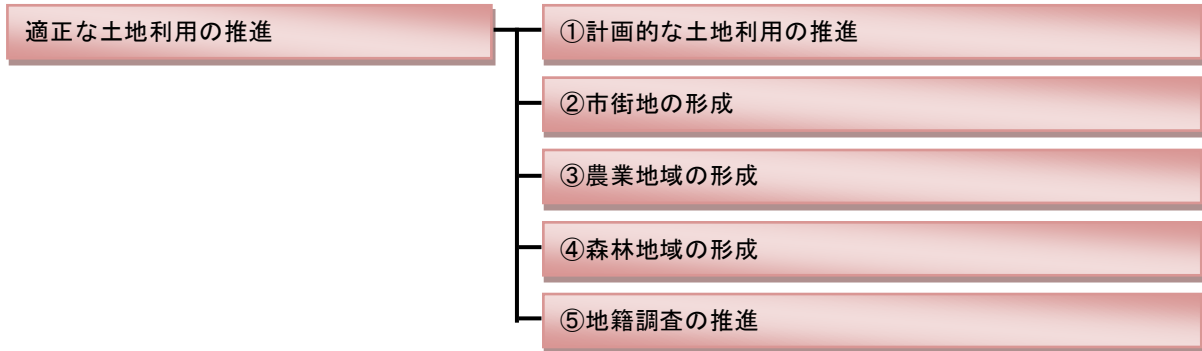
◆町民・事業者等としてできること

- 太陽光発電や電気自動車など再生可能エネルギー導入を検討します。

2-2 生活を支える基盤が整っているまち

(1) 適正な土地利用の推進

【施策の体系】



①計画的な土地利用の推進

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎適正な農地利用の確保【農業委員会】

農地法に基づく農地の利用関係の調整や転用許可審査、農地の利用状況調査等を実施し、農地の保全と有効利用ならびに遊休農地の一部解消を図った。

◎農地情報の公表【農業委員会】

農地台帳システムの改修及び住民基本台帳等との照合を実施し、農地法第52条に規定された農地台帳及び農地地図のインターネットによる公表が可能となった。

◎適正な土地利用の確保【政策推進課】

土地取引に関する届出審査や無届指導等を行い、事業者等による無秩序な開発行為を抑制することで適正かつ合理的な土地利用と保全を図った。

▼制度の周知【政策推進課】

国土利用計画法に基づく届出制度がまだまだ周知されておらず、無届事案となるケースが多いため、届出制度の啓発を強化する必要がある。

▼所有者の所在の把握が難しい農地への対応【農業委員会】

土地の保有・管理に対する関心の低下や負担感等から相続登記が行われない農地が存在し、所有者が判明しない、又は判明しても連絡が取れないといった問題が生じている。調査や施策に支障を及ぼす問題であり、今後、国のガイドラインに沿った対応方策に取り組む必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町土の保全と秩序ある整備が図られるよう、土地利用関連法の適正運用を進めます。
- 所有者の所在の把握が難しい農地について、国のガイドラインに沿った対応方策に取り組みます。

◆町民・事業者等としてできること

- 土地利用の規制・誘導についての理解を深めます。
- 相続未登記農地の発生防止に努めます。

②市街地の形成

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎景観施策の策定・周知【建設管理課】※再掲

平成25年10月の高鍋町景観計画策定、平成26年7月の「高鍋町景観条例」施行についてホームページ等で周知を図るとともに、建築物等の塗装を請け負う業者等に通知を行い、景観条例の遵守を依頼することで良好な景観の維持を図ることができた。

◎都市計画道路網の見直し【建設管理課】

平成27年度に都市計画道路の未整備路線の調査を行い、都市計画道路の見直しに着手した。

◎公共交通機関の利便性向上による市街地活性化【政策推進課】

町内巡回バスの高鍋バスセンターへの乗り入れが可能となったことで、高齢者等の中心市街地への移動を促すとともに利便性の向上を図ることができた。

▼官民一体となった景観づくり【建設管理課】※再掲

「高鍋町景観条例」の施行により施工業者等への周知は図れたものの、各景観施策で求めている官民一体となった景観づくり活動への意識啓発が不足しており、連携した取り組みが必要である。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 景観条例の適正な運用により、無秩序な建造物の抑制を図ります。
- 人口動態や産業の集積、交通体系等の地域や社会の情勢に適応した市街地の整備に取り組みます。

◆町民・事業者等としてできること

- 開発等を行う際は、関係法令を遵守するとともに周辺住民に十分な説明を行い、合意形成に努めます。

③農業地域の形成

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎農業振興地域整備計画の見直し【産業振興課】

平成28年3月に農業振興地域整備計画を改定した。また、現在の土地利用状況と県の整備計画との整合を図り、農地の保全と効率的な利用促進を図ることができた。

◎遊休農地の解消【農業委員会】

農業委員及び農地相談員等による町内全域の農地利用状況調査を実施した。調査結果をもとに農地の利用関係の調整を行うとともに遊休農地の地権者に対して農地利用意向調査を実施し、遊休農地の解消を図った。

◎後継者確保対策【産業振興課】

経営が不安定な就農直後の所得を確保するため青年就農給付金の給付を行い、後継者の確保が図られた。また、県と連携し、現地で給付者の就農状況を把握することにより、農業を行う上での問題点の改善に取り組むことができた。

▼後継者確保対策【産業振興課】

今後就農人口の減少等が予測されることから、厳しさを増すSAP会員の確保に努める必要がある。

▼所有者の所在の把握が難しい農地への対応【農業委員会】※再掲

土地の保有・管理に対する関心の低下や負担感等から相続登記が行われない農地が存在し、所有者が判明しない、又は判明しても連絡が取れないといった問題が生じている。調査や施策に支障を及ぼす問題であり、今後、国のガイドラインに沿った対応方策に取り組む必要がある。

▼農業従事者の確保【農業委員会】

農家の高齢化に伴う離農や若者の農業離れ等による農業就業人口の減少に伴い、遊休農地の増加が懸念される。遊休農地化を防ぎ、優良農地を維持・確保するには農業従事者の確保が必要であり、新規就農者や移住希望者への支援対策や新規参入の促進等の対策を講じていく必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 農地の保全と遊休農地解消のため農業委員及び農地利用最適化推進委員等による現地調査等を実施し、適正な農地利用を推進します。
- 所有者の所在の把握が難しい農地について、国のガイドラインに沿った対応方策に取り組みます。
- 農用区域の利用変更に伴う「農業振興地域整備計画」の見直しを随時行い、農地の保全と効率的な利用促進を図ります。
- 優良農地を維持・保全するため、国・県と連携し後継者確保対策に取り組みます。
- 農業後継者や新規就農者、移住希望者、新規参入法人等への支援を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 農地を無断で転用しません。
- 相続未登記農地の発生防止に努めます。
- 農地の農業以外への利用や開発行為に関する規制・誘導についての理解を深め、農地の適正な利用に努めます。
- 新規就農者や移住希望者の受け入れに対し理解を深めます。

④森林地域の形成

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎森林地域整備計画の見直し【産業振興課】

整備計画の見直しを行いながら、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニングなど、長期的な視点に立った適正な森林管理に努めた。

◎海岸線の松林の保全【産業振興課】

松くい虫の被害拡大防止のため潮害防備保安林への薬剤散布・樹幹注入を実施することで、被害拡大の防止を図った。また、枯れ松の伐倒を行い景観の保全に努めた。

◎町有林の適切な管理【産業振興課】

町有林の下刈り等の作業を委託し、植栽した樹木が順調に生育するように適切な管理を行った。

▼潮害防備保安林の適切な管理【産業振興課】

これまで薬剤の樹幹注入や地上散布により松くい虫からの被害防止を図ってきたが、被害が収まったとは言えない状況であり、今後は、国や県など関係機関と共に、海岸防災林としてのあり方を含め、松林の計画的な防除に努めていく必要がある。また、枯れ松は倒木等の危険性が

あり、景観にも悪影響を与えるため、年次的に伐倒し景観等の保全に努める必要がある。

▼町有林等の適切な管理【産業振興課】

これまで町有林や分収林の管理を主体に行ってきたが、今後、伐採適期を迎えるようになってくる。森林関係機関と協議のうえ適切な伐採を行い、伐採後の植栽も見据えた計画的な管理を行っていく必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 「森林地域整備計画」の見直しを随時行いながら適正な森林管理に努めます。
- 松食い虫の被害防止策等による潮害防備保安林の適切な管理に努めます。
- 景観に悪影響を及ぼす枯れ松の伐倒駆除を計画的に行います。
- 町有林等の適切な管理に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 森林機能の理解を深め、民有林の保全管理に努めます。

⑤地籍調査の推進

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎地籍調査（国土調査）の推進【産業振興課】

都市部官民境界基本調査が平成25年から国土交通省により実施中で、平成31年に終了予定である。このことにより地籍調査の再開ができる環境が整いつつある。

▼地籍調査（国土調査）の推進【産業振興課】

地籍調査は、各筆の境界を確認し地積の確定をするもので、資産管理に大きく役立つものであるが、現在、町内の市街地部分の大半で地籍調査が終了しておらず、境界確認等紛争の原因ともなりかねない状況であり、未了地区の早急な地籍調査着手が必要となっている。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

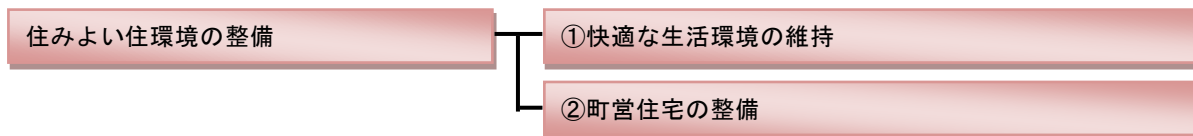
- 地籍調査（国土調査）未着手地域の調査に順次着手していきます。

◆町民・事業者等としてできること

- 地籍調査の実施に伴う境界立会や確認等に協力します。

(2) 住みよい住環境の整備

【施策の体系】



①快適な生活環境の維持

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎環境美化活動に対する支援【町民生活課】

多くの住民やボランティア団体が海岸、河川、道路等の清掃（ごみ拾い等）を行う際には、ご

み袋の提供とともに住民や実施団体の代表者に対して分別方法を指導した。必要に応じて、清掃現場に出向き、分別方法を直接指導した。

また、回収されたごみを適正に処分し環境美化活動を推進した。

◎不快害虫ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策【町民生活課】

平成23年度の発生報告以降、現地調査・地区への駆除剤提供等を行ってきているところである。平成27年度には発生地域世帯の全戸聞き取り、発生地域の地図作成、リーフレット作成、町ホームページや広報たかなべ等への掲載を行い広報および注意喚起を促した。周辺道路に関して、町道については担当課による環境整備をはじめ庁舎全体で一斉駆除作業を実施し、町道以外については関係機関に要請し、環境整備を進めた。

◎ペットの適正な管理飼育についての啓発【町民生活課】

畜犬登録時や狂犬病予防注射実施時に保健所作成の文書を配布し、犬の適正な管理を行うよう啓発を行った。

また、ペットの管理について苦情等の連絡がよせられた場合は状況を把握し、必要に応じて保健所と連携し、飼い主に対して適正な管理を行うよう指導した。

◎不適切な野外焼却の防止【町民生活課】

焼却不適物の野外焼却及び近隣の方への迷惑となる野外焼却については、生活環境の保全を第一に、発見時に速やかに指導を行うとともに、環境広報やお知らせたかなべにより焼却の禁止を呼びかけた。

◎高鍋・木城衛生組合の適正な管理運営【町民生活課】

構成町である当町と木城町とで情報共有を図りながら、適正な管理運営の支援を行っている。

▼空き地の適正な管理【町民生活課】

町有地については町が、私有地については所有者が管理する責任を負う。特に空き地は雑草等が生い茂り、近隣住民の生活環境への悪影響やごみの不法投棄を誘発する原因となりやすい。引き続き、環境広報等により土地の所有者や管理者に対して適正な管理を呼びかけることが必要である。

▼不快害虫ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策【町民生活課】

蔓延防止対策を進めているが、発生地域内の農地に対しては散布した駆除剤の残留のおそれがあるため駆除剤散布ができない。発生地域拡大の原因は、樹木、堆肥、土等の移動によるものと思われるが、移動前の消毒の徹底や移動の禁止が難しく完全な駆除は困難と考える。

また、発生地域外の住民の認識はまだ不十分であり広報等による蔓延防止の啓発活動もさらに必要である。

これらのことに加えて、今後も駆除剤散布や環境整備を継続的に行っていく必要がある。

▼不適切な野外焼却の防止【町民生活課】

廃棄物の焼却については一部の例外を除いて禁止となっている。しかし一部の例外と規定されている廃棄物の焼却についても、生活環境を第一に考えるよう町民に対する効果的な啓発を行う必要がある。

▼空き家等対策計画の策定【建設管理課】

「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の基本指針に即した対策をとるため、町の空き家等対策計画の策定が必要となっている。

▼空き家の適切な管理【建設管理課】

空き家の撤去や改修には多額の費用がかかるため、所有者の管理意識はあってもそのままの状況になっている空き家が多数存在している。空き家等対策計画の策定に合わせて、所有者が適切

に管理を行うようになる施策が必要となっている。

▼町内の墓地の適正な管理【町民生活課】

将来的な需要にむけて町内の墓地の管理状況を把握し、供養する縁故者がいないと思われる墓地の整理にむけて準備を進める。

また同時に、新しい墓地の形態を検討する必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町民が快適に暮らせるまちを目指して、清潔で潤いのある環境づくりを行っていくための町民意識の啓発や町民総参加による環境美化運動を推進していきます。
- ペットの適正な管理飼育についての啓発を行います。
- 不法焼却に対して速やかな指導を行います。
- 空き家等対策計画を策定し、空き家対策を進めます。
- 将来的な需要の予測と多様化するニーズを考慮した新しい墓地の形態を検討します。

◆町民・事業者等としてできること

- 行政、地域、団体等が実施するクリーン作戦等の環境美化運動に積極的に参加します。
- 自己の管理する土地建物を適正に管理します。
- ペットを適切に管理飼育します。
- 環境に配慮した事業運営を行います。
- 自己の管理する墓地を無縁化しないよう適正な管理を行います。

②町営住宅の整備

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎中層耐火住宅の外壁改修事業【建設管理課】

老朽化の著しい中層耐火住宅の外壁改修等を年次的に実施してきており、平成28年度までに小丸団地が完了する。今後も年次的に他の団地を改修していく予定となっている。

▼多様な住民ニーズへの対応【建設管理課】

高齢者、障がい者が生活しやすい良好な住環境づくりに努める必要があるが、建て替えた町営住宅は対応できているものの、他の町営住宅は、長寿命化計画にある段差解消などについて、構造上も改装が難しく全く進んでいない。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 「高鍋町公営住宅等長寿命化計画」に基づき住宅の段差解消、手すりの設置等を年次的に実施します。
- 老朽化の著しい住宅の建て替えや用途廃止等については、財政状況や住宅事情などを踏まえ総合的に検討していきます。
- 多様な世帯に対応した町営住宅の整備・維持管理に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 住んでいる団地を安全に自らでできる範囲において維持管理していき、地域住民と協力しながら、魅力ある地域づくりに努めます。

(3) 移住・定住促進のための環境整備

【施策の体系】

移住・定住の促進

①移住・定住の促進

①移住・定住の促進

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎お試し滞在住宅制度の導入【政策推進課】

高鍋町への移住を検討している町外の方を対象に、一定期間町内で生活ができる制度を平成28年度から開始し、利用者の1件が移住に結びついた。

◎住宅情報の提供【政策推進課】

移住希望者から住宅について問い合わせがあった場合は、町内不動産業者への物件照会や情報収集を行ったうえで希望者へ情報の提供を行った。

◎移住相談会への参加【政策推進課】

東京・大阪における移住相談会に参加し、来場者に住みやすく便利な高鍋町をPRするとともに、独自の移住施策についてアピールを行った。

▼空き家等の情報収集及び提供体制の整備【政策推進課】

お試し滞在住宅制度と連携した移住対策の必要性を感じており、今後は、不動産協会との更なる連携や、空き家バンク制度構築の検討が必要である。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- お試し滞在住宅制度と平成29年度から始めた移住サポーター制度を積極的に活用し、UIターン者の定住促進を図ります。
- 空き家バンク制度構築の検討を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 借り主などを考慮し、バリアフリー化などの改修に努めます。

(4) 上水道の安定供給

【施策の体系】

上水道の安定供給

①計画的な施設整備

①計画的な施設整備

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎安心・安全な水道水の供給【上下水道課】

竹鳩浄水場内にステンレス製配水池を新設することで、安心・安全な水道水をより安定的に供給することができた。また、計画的な老朽管の更新工事により耐震化を図ることで、災害に強い水道施設を整備することができた。

◎水道水の安定供給【産業振興課】

町内の上江・南高鍋の約640戸に水道水を供給している一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団と連携し、供給施設の適正な維持管理を図り安定した飲料水の供給に努めた。

◎災害時における体制の整備【上下水道課】

災害時の支援体制については県内水道事業者及び県中部地区水道事業者と相互支援の協定を締結し、復旧体制については児湯管工事協同組合及び高鍋町給水装置工事事業者と応急復旧の協定を締結したことで、災害時における協力体制を確立することができた。

◎水道事業の経営健全化【上下水道課】

中長期的な施設更新計画を行うことで、費用の抑制及び公債費負担の軽減に努め、事業経営の健全化を図ることができた。

◎水資源の安定確保【上下水道課】

竹鳩浄水場に3号取水井を築造することで、良質な水資源の安定確保を図ることができた。

▼施設の長寿命化【上下水道課】

老瀬浄水場は昭和45年に建設され、すでに約45年が経過し老朽化が進んでおり、浄水場の更新又は改良について早急な対策が必要である。また、昭和40～50年代に布設された水道管についても老朽化が進み更新が必要となっているが、莫大な費用を要することからさらにサイクルコストの縮減・平準化を目指した取り組みが必要である。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

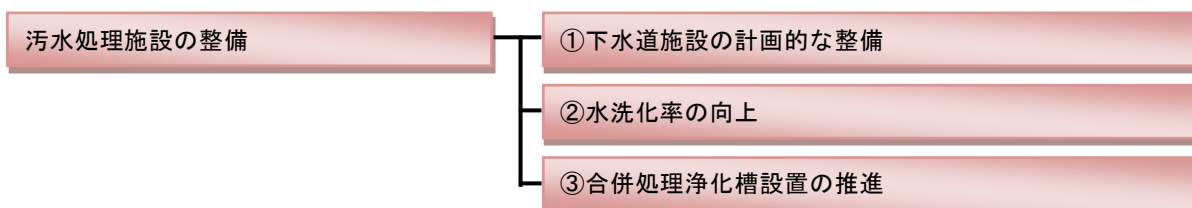
- 安全・安心で安定した水の供給を永続的に行っていくため、良質な水資源の確保、施設の更新・耐震化など計画的な施設整備を推進していきます。
- 節水意識の高まりや少子高齢化等による使用水量の減少で増収は見込めない状況の中で、徹底した経費節減に努めるとともに、効果的・効率的な事業運営を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 水資源の重要性を理解し、節水を心がけます。
- 漏水などの情報を提供します。

(5) 汚水処理施設の整備

【施策の体系】



① 下水道施設の計画的な整備

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎下水道への接続の向上【上下水道課】 ※再掲

下水道の整備完了区域内における接続率は、平成25年度78.7%、平成26年度80.5%、平成27年度81.1%と年々向上しており、居住環境の向上及び公共用水域の水質保全が図られた。

◎下水道事業の見直し【上下水道課】

下水道事業の見直しについては、平成26年度に住民アンケートを行い町民の要望及び費用対効果を取りまとめ検証を行った。

◎都市下水路の管理【上下水道課】

都市下水路を適切に管理し定期的に浚渫を行うことで、排水断面を確保することができ雨水排水対策が図られている。

▼下水道事業の見直し【上下水道課】

人口が減少し高齢化が進展する中、生活排水処理の手法として下水道を推進するのか合併処理浄化槽への転換を推進するののかの方針を決定する必要がある。

▼都市下水路の整備【上下水道課】

勾配の緩いところやカーブになっているところは、土砂が堆積しやすいため、浚渫と併せて排水路としての機能が発揮できるように整備していく必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 効率的な生活排水処理を実現するため、下水道事業全体計画の見直しを行います。
- 都市下水路の堆積土砂撤去を計画的に実施し、雨水排水対策に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 施設の破損状況について情報を提供します。
- 環境に配慮した排水を心がけます。

②水洗化率の向上

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

▼下水道への接続の推進【上下水道課】

下水道への未接続者については、融資あっせん制度の活用など普及・啓発に努め、接続率の向上及び下水道事業の安定経営を図っていく必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 9月10日の「下水道の日」に合わせ、のぼり旗の設置など接続率の向上に向けた取り組みを進めます。
- 浄化センターの仕組みや汚水の処理方法についての出前講座等を実施するなど、啓発に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 下水道認可区域内の世帯は、下水道への接続に努めます。
- 下水道接続世帯は、年2～3回は公共枵の点検・清掃を行い、下水道を正しく使用します。

③合併処理浄化槽設置の推進

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎補助金交付による浄化槽整備【上下水道課】

合併処理浄化槽の新設や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対し、工事費の一部として補助金を交付することで設置者の経済的負担を軽減し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全が図られた。

▼補助金制度の見直し【上下水道課】

単独処理浄化槽や汲み取り便槽からの合併処理浄化槽への転換を促進するために、更なる補助金の見直しを検討する必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

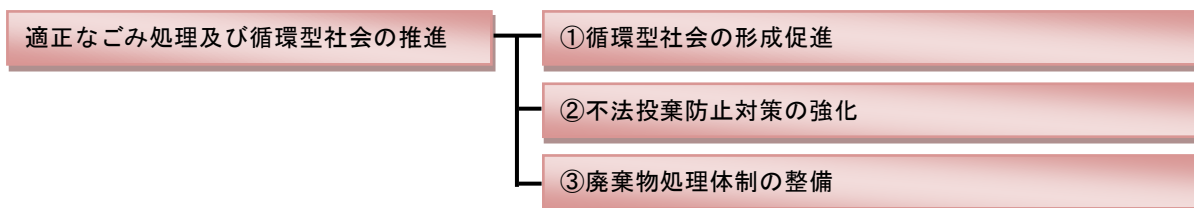
- 下水道認可区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進し公共用水域の水質保全を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 下水道認可区域外の世帯は、合併処理浄化槽の設置に努めます。
- 浄化槽設置世帯は、浄化槽法で定められている浄化槽の維持管理に努めます。

(6) 適正なごみ処理及び循環型社会の推進

【施策の体系】



①循環型社会の形成促進

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎ごみの減量化の推進【町民生活課】

家庭系ごみに関しては、広報・出前講座・個別のごみ分別指導を通して4R運動の普及を推進した。

事業系ごみに関しては、各事業所に対して商工会議所を通じて広報紙を発行し、事業系ごみは事業所の責任で処理することを啓発することができた。

また、西都児湯クリーンセンターにおいて廃棄物収集運搬許可業者への展開検査を行い、搬入されたごみの分別が不適切な収集運搬許可業者に対してごみの搬入を認めず持ち帰らせるとともに、直接指導を行った。

粗大ごみに関しては、毎月第2・4土曜日に西都児湯資源リサイクルセンターにおいて受け入

れを行っており、適正に処理されている。

総ごみ量については家庭系ごみ、事業系ごみとも平成25年度から毎年削減を行うことができた。

◎4R運動の推進【町民生活課】

家庭用廃食油に関しては、広報による回収の啓発や町内4カ所による拠点回収を進め、使用済の食用油についてリサイクルを進めることができた。

各地区で回収している空き缶等の資源ごみに関しては、毎年度地区ごとの集団回収量調査を行い、一般廃棄物処理対策の基礎資料として活用している。

※4Rとは

- ①Refuse（リフューズ）：不要なものは買わない。過剰包装やレジ袋を断る。
- ②Reduce（リデュース）：ごみを減らす。（使い捨て商品を買わないなど）
- ③Reuse（リユース）：再使用する。（修理して使う。フリーマーケットやバザーの活用など）
- ④Recycle（リサイクル）：再生利用する。

◎出前講座の開催【町民生活課】

地区や各種団体等に出向き出前講座を開催することで、住民に対して更なるごみの減量化と分別の重要性、リサイクル意識を啓発することができた。

▼廃棄物の適正処理【町民生活課】

家庭系ごみの減量化については、更なる分別の徹底が必要である。分別が理解できない住民に対して個別指導を行う必要がある。

事業系ごみの減量化については、事業者に対してごみの分別を徹底するとともに、事業系ごみは事業者の責任において処理する体制を確立するために、適正処理の徹底について指導を進めていく必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- ごみの減量化、資源物の分別収集を推進するとともに、町民及び事業者のリサイクル意識の啓発を進めます。
- 4R運動を推進し、分別・資源物回収の徹底によるごみ減量化に取り組めます。

◆町民・事業者等としてできること

- ごみや地球環境問題に対する関心を高め、生活や事業活動の中でできるだけごみを出さないように努めるとともに、資源の再利用に努めます。

②不法投棄防止対策の強化

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎不法投棄者に対する適正な指導【町民生活課】

不法投棄禁止の看板等の設置や監視パトロール、不法投棄ごみの回収を行った。回収した不法投棄ごみから原因者を特定できた場合は呼び出し、直接指導することで不法投棄の再発防止に努めた。

◎住民や関係機関との連携【町民生活課】

不法投棄場所が私有地の場合、投棄されたごみは所有者に処理責任があるため迅速に所有者へ連絡をとり、現場確認および適正な処理をお願いした。町有地については町の関係各課で、国・県等公共機関の所有地については関係機関に連絡をし、適正に処理を進めた。

▼不法投棄の抑止【町民生活課】

人目のつかない場所や、環境整備が不十分な場所に不法投棄がされやすいため、土地、建物の所有者に対して適切な管理をするよう啓発が必要である。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町民や関係機関と連携し、不法投棄の監視体制の充実と不法投棄の多発箇所の情報共有に取り組むとともに、不法投棄防止の啓発活動を推進します。
- 不法投棄を行った者に対し、適正な指導を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- ごみの適正な処理に努めます。
- 不法投棄の現場を確認した場合は速やかに所轄官庁（警察・保健所・町）等に連絡します。

③廃棄物処理体制の整備

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎廃棄物処理施設の円滑な施設運営【町民生活課】

西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざきの施設運営に関しては、構成市町村で組織される理事会や担当課長会等を通じて情報や課題を共有し、協議することで円滑な施設運営を進めることができた。

◎家庭ごみの効率的な収集【町民生活課】

各集積場へ出された家庭ごみの収集については委託業者と随時協議しながら適正に処理を行っている。住民の理解と協力により、決められた分別をされたごみを、町が決める曜日に決められた集積所に排出されることで効率的な収集を進めることができた。

◎最終処分場の適正な管理【町民生活課】

最終処分場の定期的な水質検査や悪臭検査を実施し、適正な管理を行っている。また、今後も浸出水の処理を続けるうえで、老朽化に対応するため複数年度にわたる改修計画を作成した。

▼廃棄物処理施設経費の増加【町民生活課】

西都児湯クリーンセンター、エコクリーンプラザみやざきのいずれも施設稼働から10年を経過し老朽化に伴う施設改修が必要となってくる。ごみ処理施設の施設運営費用に加えて、この改修費用の増加が見込まれる。

▼ごみ集積所の増加【町民生活課】

新築アパートや住宅地の増加に伴うごみ集積所増設により、収集箇所が年々増加している。今後、住民サービスを維持しつつ経済的かつ効率的な収集を進めていくために収集対象物に応じた収集頻度、収集車1台あたりの収集エリア・ルートの見直し、ごみ集積所の集合化による収集箇所の適正化などを進める必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

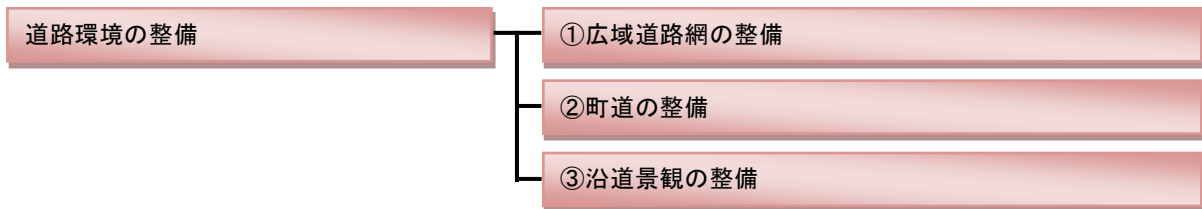
- 西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざき構成市町村とともに円滑な施設運営に努めます。
- 適正なごみ収集体制の構築に努めます。
- 最終処分場の適正な管理に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- ごみ出しのルールを守るとともに、ごみ集積場の環境保全に努めていきます。

(7) 道路環境の整備

【施策の体系】



①広域道路網の整備

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎東九州自動車道の宮崎－北九州の全線開通【建設管理課】

平成28年4月に宮崎－北九州が開通し物流・観光など各方面に大きな影響をもたらすこととなった。また、残る東九州自動車道と九州横断自動車道延岡線の未開通区間の早期完成に向けた決起集会等に他の自治体と協力して多数参加することで、必要性を県内外に発信した。

◎国道10号の路側拡幅工事の実施【建設管理課】

平成28年度までに国道10号の樋渡地区において、渋滞緩和を目的に路側を拡幅し右折車両停車による車両停滞防止策を国土交通省直轄事業で実施していただき、渋滞緩和と合わせて事故の減少という効果をもたらしている。

◎県道木城・高鍋線（都市計画道路菖蒲池・上江線）の認可区間の整備完了【建設管理課】

県により都市計画道路事業として菖蒲池・上江線の現認可区間の整備が、予定より2年前倒しで平成28年度に完了し、残る区間の事業化への作業を開始している。

▼東九州自動車道・九州横断自動車道延岡線の早期完成【建設管理課】

東九州自動車道の宮崎－北九州は全線開通したものの残る清武南－鹿屋串良と九州横断自動車道延岡線の早期開通のため、今後も要望活動を継続していく必要がある。

▼東九州自動車道の片側2車線化【建設管理課】

熊本地震により基幹道路となる高速道路の被災も、片側2車線のおかげで暫定交互通行が確保された状況がある。そのような中、東九州自動車道の多くの区間が暫定片側1車線での開通となっており、防災機能向上の面からも片側2車線化への要望が高まっている。

▼主要地方道及び県道の整備要望【建設管理課】

主要地方道及び県道において、歩道がない区間や狭い区間がまだまだ多く存在している。特に

児童生徒の通学路になっている区間での歩道整備要望は多く、交通安全対策としても県への要望を積極的に行っていく必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 東九州自動車道と九州横断自動車道延岡線の早期開通を目指し、各種要望活動等に積極的に参加します。
- 国道10号の渋滞緩和のための措置を要望していきます。
- 主要地方道・県道の歩道の設置等を引き続き要望していきます。

◆町民・事業者等としてできること

- 町民が一体となって要望事項が実現されるよう整備促進のための運動を推進します。

②町道の整備

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎町道の維持管理【建設管理課】

嘱託員2人の継続配置により道路の点検・簡易な維持補修に対応しており、事故・苦情等は減少してきている。また、平成27年度より舗装の傷みの激しい路線等について、舗装の打ち替えを実施できるよう予算措置を行い、年次的に改修を開始した。

◎道路橋の点検の義務付け【建設管理課】

平成25年度に見直された道路法により、5年に1度の橋梁の点検が義務付けされ、道路橋の損傷具合を確認することで、安心・安全な利用が図られることとなった。

◎町道の新設・改良【建設管理課】

社会資本整備総合交付金を活用し通学路等の整備を行い住民が安心・安全に利用できるように整備を進めている。

◎町道東光寺・鬼ヶ久保線の整備開始【建設管理課】

町道坂本・鬼ヶ久保線（坂本坂）の代替え路線として東光寺・鬼ヶ久保線を町道として新規認定し、事業に着手した。

◎竹鳩橋架け替え等に係る要望活動の実施【建設管理課】

竹鳩橋の永久橋への架け替え、国道10号の渋滞緩和、宮越樋管へのポンプ設置の3項目について、国土交通省本省・九州地方整備局・宮崎河川国道事務所に対し町長・議長をはじめ議員・関係職員で要望活動を実施した。

◎高鍋地区道路検討会の実施【建設管理課】

竹鳩橋架け替えのため九州地方整備局・宮崎河川国道事務所・宮崎県・高鍋町の河川・道路の担当者による高鍋地区道路検討会を平成25年度に設置し、架け替えのルートや橋種等技術的な観点から検討を行った。

▼竹鳩橋架け替えに係る財源確保【建設管理課】

竹鳩橋の永久橋への架け替えは、町として大きな課題であり高鍋地区道路検討会で出される結果を基に事業化に向けた動きを加速する必要があるが、町負担額の軽減は必要不可欠であり、架け替えに係る財源確保について模索していく必要である。

▼町道整備・補修に係る財源確保【建設管理課】

国庫補助事業を活用して進めている道路整備は、道路法の改正により5年に1度の橋梁点検が義務付けられ毎年の補助予算枠の中で対応することが必要となった。また、町内の道路は、舗装の劣化をはじめ側溝等の傷みも激しく、適切な補修を行うためには多額の町単独予算が必要となっている。このようなことから、道路の整備・補修には更なる財源確保が必要である。

▼町道に係る地元要望への対応【建設管理課】

地元から寄せられる道路整備の要望箇所への対応は、緊急性・必要性などを考慮し優先順位を決めて年次的に対応しているところであるが、要望箇所が多く整備が追いついていない状況であり、財源確保と合わせて対応手法等の検討も必要となっている。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 各地区等から寄せられる要望等について優先度を考慮した計画的な整備を推進します。
- 安全で快適な道路整備、維持管理に努めます。
- 国や県の補助事業の積極的な活用を図ります。
- 交通安全対策として、交通事故多発地点の解消や見通しの悪い交差点の改良、歩道の整備促進及びバリアフリー化を推進し、道路環境の改善に努めます。
- 竹嶋橋の永久橋架け替えに伴う財政支援を強く国に要望していきます。

◆町民・事業者等としてできること

- 道路整備に理解を深め、町道整備事業に協力します。
- 道路等の損傷箇所等情報を速やかに連絡します。

③沿道景観の整備

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎町民との協働による道路環境美化【建設管理課】

各地区が実施する道路の清掃、草刈り作業に対し道路愛護報奨金を支給している。参加地区数も年々増加し、全地区数の半数を超え環境美化への意識を根付かせることができた。

◎道路沿い樹木の管理広報【建設管理課】

特に坂道において樹木が道路上に覆いかぶさってきている状況が多くみられ、私有物である樹木の管理を適切に行っていただくように、町の広報紙に掲載している。

▼町道側溝等の浚渫【建設管理課】

これまで側溝の泥上げは地区が道路清掃作業の中で行っていたが、高齢化等によりできないケースが増えている。ゲリラ豪雨時の排水対策に直結するため、側溝の浚渫対応が必要となっている。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町民との協働による道路環境美化に引き続き取り組み、新たに協働する地域の拡大を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

●行政と一体となって道路環境美化に努めます。

(8) 公共交通の充実

【施策の体系】

公共交通の充実

①公共交通機関の利便性の向上

①公共交通機関の利便性の向上

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎適切な駅前自動車等駐車場の管理【建設管理課】

駅前自動車等駐車場の適正な管理により高鍋駅を利用する通勤通学者等の駐車場確保に寄与している。

◎廃止路線代替バスの運行維持【政策推進課】

高齢者や児童・生徒といった車を運転できない方々にとって、貴重な移動手段となっている廃止路線代替バスの運行について、事業者・県・関係市町によるルートやダイヤ等の検討・協議を実施したほか、県との協調補助による運行維持を図った。

◎地域公共交通会議の設置【政策推進課】

国や県、警察、民間事業者、住民といった委員で構成する地域公共交通会議において、地域の需要に即した乗合運送サービスの提供など高鍋町の公共交通について総合的に検討し、高鍋町生活交通確保維持改善計画を策定し、利用者のニーズに応じた公共交通サービスの提供を図った。

◎公共交通の利用促進【政策推進課】

公共交通全体の利用が相乗的に高まることをねらい、平成25年10月から町内巡回バスを高鍋バスセンターに乗り入れ、路線バスとの結節強化を図ったとともに、町内巡回バスのネーミングを募集し、平成27年度から「なでしこバス」の愛称で運行している。また高鍋町に係る公共交通機関の時刻表を掲載した公共交通マップを作成し、全戸配布を行った。さらに小学生を対象にしたバスの乗り方教室を実施し、公共交通への理解と利用促進を図ることができた。

▼駅前自動車等駐車場の拡充【建設管理課】

定期カード利用者以外の自動車の駐車可能台数が少ないため、梅雨時期等に高鍋駅を利用するお客様用の自動車駐車スペースが不足しており、駐車場の拡充が必要となっている。

▼持続可能な公共交通体系の構築【政策推進課】

今後の急激な高齢化への対応や公共交通不便地域の解消といった課題を解決するため、より効率的で効果的な公共交通体系の構築の検討が必要である。

▼利用者数増加のための施策の展開【政策推進課】

廃止路線代替バス、なでしこバスともに利用者数が減少傾向にあり、これらのバスに対する負担が町の財政を圧迫している状況にある。公共交通機関利用に関する更なる広報や利便性向上などを図り、利用者数を増加させていくことが必要である。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

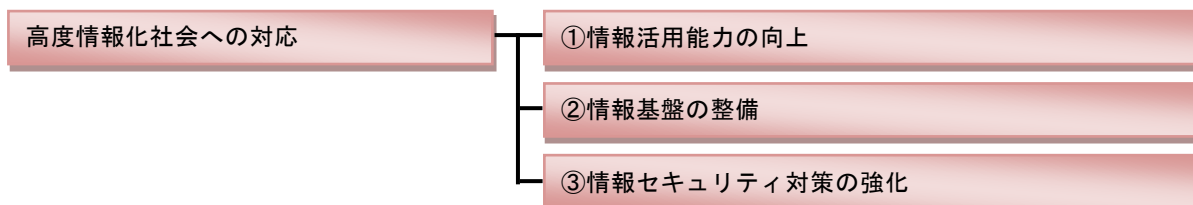
- 地域特性や町民ニーズに即した効率的で持続可能な公共交通体系の構築に取り組みます。
- 高齢者の移動手段の確保と併せた公共交通のあり方について、検討を進めます。
- 各交通事業者と連携を図り、利用促進に努めます。
- 高鍋駅前自動車等駐車場の適正な管理に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 公共交通維持や環境負荷軽減などのため公共交通機関の利用機会を増やします。
- 事業者は、利用者ニーズの把握と利便性の向上に努めるとともに自発的な利用拡大に努めます。

(9) 高度情報化社会への対応

【施策の体系】



①情報活用能力の向上

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎ビッグデータの活用【政策推進課】

職員が国の公開しているビッグデータ等を収集し、取得した情報に基づく施策の検討・立案を行えるよう情報の提供を行った。

◎学校におけるICT環境の整備【教育総務課】

小学校では平成27年度、中学校では平成26年度にパソコン教室の整備（パソコン等新規リース）を行った。

パソコン教室を活用した授業を実施し、情報活用能力の育成を図った。

▼学校におけるICTを活用した教育の推進（スマートスクール構想）【教育総務課】

授業での日常的な学習において、各教科等の学びを深める効果的なICT活用を推進するため、また、校務支援システムの導入により、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、授業・学習と校務両面でのICT活用を推進していくためのICT環境整備計画を策定の上、整備を進めていく必要がある。

しかし、整備のための財源、教員の指導力向上及び推進・支援体制の構築が課題となる。

▼情報活用能力向上のための研修等【総務課】

職員研修に関しては、基礎的なOA研修への参加に留まっており、結果的に情報活用能力の向上という点においては、職員間で意識やレベルに差が生じている。

▼インターネットトラブルへの対応【政策推進課】

インターネットがもたらす恩恵は多い反面、ネットいじめや犯罪等のトラブルも頻発していることから、正しい利用の仕方等を広く啓発する必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 職員研修などを通じて、様々な情報を取得・活用できる職員の育成に努めます。
- 小中学校のICT授業において、情報活用能力の育成を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 個人情報保護やセキュリティ対策など、情報ネットワーク利用におけるマナーを守ります。
- 子どもがインターネットを正しく利用できるよう指導していきます。

②情報基盤の整備

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎基幹系システムのリプレイス【政策推進課】

平成27年度に基幹系システムのリプレイスを行い、各課（局）のニーズに沿ったシステムの構築を進めたことにより行政事務の効率化を図ることができた。また、不要な機能及び既存の独自カスタマイズを整理し、将来的な事務負担軽減のための対策を講じることができた。

◎町ホームページ掲載情報の充実化【政策推進課】

町ホームページに関し、住民や事業者が直接関係する行政手続に関する情報や書類（様式）などを積極的に掲載することにより、行政サービスの受け手に配慮した運用を進めることができた。

◎自治体クラウドの導入【政策推進課】

自治体クラウドの導入を決定したことにより、将来的な行政コストの削減や有事の際の業務継続を担保することができた。

◎高齢者や障がい者に配慮した情報伝達手段の構築【政策推進課】

町ホームページにおいて、高齢者や障がい者に配慮したアクセシビリティ（情報のバリアフリー化）の構築をすることができた。

▼行政事務の更なる効率化を進めるための検討【政策推進課】

常に進化し続けるICTや新たな社会基盤として誕生したマイナンバー制度に対する知識を深めるとともに、そのスピード、多様性に対応しながら行政事務の効率化について検討を重ねていく必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- さらなる行政事務の効率化につながる行政情報システムの構築を検討します。
- 町民・事業者が必要なときに情報を入手でき、行政サービスを受けられる情報環境の整備に努めます。特に、高齢者や障がい者（児）、子どもたちが理解しやすい情報伝達手段を検討します。
- 情報面における町民の利便性の向上を目的としたマイナンバー制度に基づく情報伝達基盤の整備を検討していきます。

③情報セキュリティ対策の強化

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎リモートバックアップサービスの導入【政策推進課】

本町のバックアップデータを遠隔地のデータセンターに記録させることにより、有事の際にも

業務を継続して行える環境を構築した。

◎情報セキュリティの強化【政策推進課】

ファイアウォールの設置、スパムメール対策、アナライザー（ネットワーク通信の分析）機能の追加及び滞納整理システムを情報系ネットワークから基幹系ネットワークへ移行し、基幹系ネットワークと情報系ネットワークの完全分離を行ったことにより、情報セキュリティを強化することができた。

◎戸籍副本データバックアップの導入【町民生活課】

法務省により戸籍副本データ管理システムが構築され、戸籍データを業務終了後遠隔地のデータ管理センターに送信することにより、災害等でデータが破損した場合でも前日までの戸籍を迅速に再製することが可能になった。

◎高度な情報セキュリティ対策への対応【政策推進課】

マイナンバー制度の導入に伴い、より高度な情報セキュリティ環境を構築することができた。

▼業務継続計画（BCP）に沿った情報通信体制の確立【政策推進課】

総務課において策定した業務継続計画における情報通信部門の優先度に応じた態勢のマニュアルを作成するなどして整える必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 情報通信部門における業務継続計画（BCP）を策定します。
- 最新の情報技術に対応したセキュリティ対策を施し、個人情報保護・情報資産の外部脅威からの防御に努めます。

2-3 災害に強く、生活の安全が守られているまち

(1) 危機管理体制の整備

【施策の体系】

危機管理体制の整備

①危機管理体制の整備

①危機管理体制の整備

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎地域防災計画の改訂【総務課】

東日本大震災以降に見直された「災害対策基本法」、国・県の防災計画並びに各種指針・マニュアル等を反映し、地域防災計画を改訂したことにより、津波災害及び原子力災害などあらゆる災害に対する町としての予防、応急対策及び災害復旧の指針を明確にすることができた。

◎庁舎の耐震補強工事【総務課】

本町の庁舎は、昭和56年以前に建設された建物であり、耐震診断の結果、補強が必要であることが判明した。そのため、震度6強以上の大地震後でも構造体の大きな補修をすることなく建築物を継続して使用できることを目標とし、庁舎の耐震補強及び改修工事を実施した。人命の安全確保に加えて防災拠点としての機能を確保することができた。

◎防災行政無線の更新整備（デジタル化）【総務課】

老朽化した防災行政無線（固定系）の更新整備（デジタル通信化）を実施した。屋外拡声子局の増設や学校などの公共施設等への戸別受信機の配備を行うことにより、災害情報等を迅速かつ確実に伝達することができるようになった。

◎全国瞬時警報システム（J-ALERT）の防災行政無線への接続【総務課】

本町では、平成22年度にアナログ方式の防災行政無線設備に全国瞬時警報システムの受信装置を接続し、大規模災害や武力攻撃事態等、緊急地震速報を瞬時に受信できる体制を構築していたが、今回実施した防災行政無線設備のデジタル化に併せて、再度接続調整を行い、問題なく作動することを確認している。

◎業務継続計画（BCP）の策定【総務課】

災害時に行政自らも被災し、人・物・情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めるため、地域防災計画の改訂に併せて業務継続計画（地震編）を策定した。一般的に地域防災計画では、通常業務のことを考慮していないうえ、庁舎や職員が被災することも想定していないが、今回、業務継続計画を策定したことにより、地域防災計画の実効性が担保されることにつながった。

◎新型インフルエンザ等対策の充実【健康保険課】

高鍋町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、計画に基づく関係機関との連携や情報提供等を図ることにより、新型インフルエンザ等の発生に備えることができた。また、特定接種の登録を行い新型インフルエンザ発生時の体制整備を図ることができた。

▼専門的知見を有する防災担当職員の確保【総務課】

庁内組織において、防災・危機管理に備えるための専門的な人材育成を行うことは難しいことから、退職自衛官等の活用等を含めた専門的知見を有する防災担当職員の確保について早急に検討する必要がある。

なお、国の「災害対策基本法」に基づく防災基本計画においても、「地方公共団体等は、専門

的知見を有する防災担当職員の確保について検討すること」と明記されている。

▼戸別受信機の配備【総務課】

防災行政無線の更新整備を行ったが、屋外拡声子局スピーカーによる情報伝達が中心となっており、風向きや天候、場所により聞こえ方が異なるため、もれなく地域住民へ聞こえるようにすることはなかなか難しい現状である。

今後は、財源確保に努めながら、被災する可能性があつて屋外拡声子局からの放送が聴こえない状況にある世帯への戸別受信機の設置や、屋外拡声子局の増設などを行い、情報伝達の確実性を向上させる必要がある。

▼災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保【総務課】

災害対応にあたり、情報の収集・発信、連絡調整が必要となることから、断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能な衛星電話等の通信手段を確保する必要がある。

▼業務継続計画の継続的改善【総務課】

業務継続計画は一旦策定すればよいというものではない。計画の実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、そのためには、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが必要である。

▼防災に特化した広報誌の発行【総務課】

定期的に防災に特化した広報誌を発行し、町が行っている防災対策事業や防災に関する正しい知識などを周知することにより、更なる防災意識の高揚を図る必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

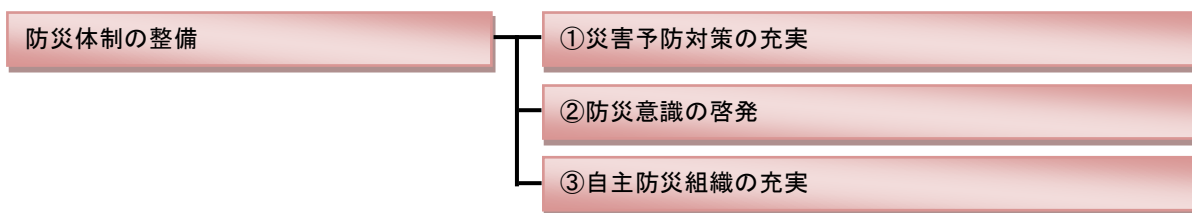
- 「高鍋町地域防災計画」や「高鍋町国民保護計画」に基づく危機管理の体制整備に努めます。
- 関係機関との連携強化を図り、危機管理体制の充実・強化を図ります。
- 防災行政無線等を活用し、情報伝達体制の強化を図ります。
- 防災対策や感染症予防対策などの情報提供に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 防災意識や危機管理意識の向上に努めます。
- 国民保護のための措置の実施に協力します。
- 町及び関係機関が実施する危機管理体制の整備・強化に協力します。
- 地域を含め、自主的な危機管理対策に取り組めます。

(2) 防災体制の整備

【施策の体系】



①災害予防対策の充実

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎防災情報配信システム（SOSネットワーク）加入促進【総務課】

防災行政無線放送と同様、重要な災害情報の伝達手段の一つである防災情報配信システム（SOSネットワーク）について、加入を呼びかけるチラシを作成し、全世帯へ配布したほか、成人式会場など人が多く集まるイベント等でも配布し、加入促進を図ることができた。

◎南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【総務課】

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法」において、特別強化地域に指定されたことを受け、改訂した町地域防災計画の中に南海トラフ地震防災対策推進計画を盛り込んだ。この推進計画を策定する過程で特定避難困難地域の抽出を行い、蚊口西の二地区と樋渡地区に津波避難施設を建設する必要があることを確認している。

◎津波避難ビルの指定【総務課】

平成25年に宮崎県が発表したL2クラス（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス）の津波が発生した場合の浸水想定をもとに、津波の被害から人命を守ることを目的として、地区住民やビル所有者と協議の上、町内37カ所のビルを津波避難ビルとして指定し、津波ハザードマップを通じて住民への周知を図った。

◎津波避難対策緊急事業計画を策定【総務課】

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法」では、津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業については補助率の嵩上げが設けられていることから、特定避難困難地域である蚊口西の二地区と樋渡地区に津波避難タワーを整備することを目的とする緊急事業計画を平成27年度に策定した。また内閣総理大臣の同意を得て、29年度に蚊口西の二地区、30年度に樋渡地区の津波避難タワーを整備することとなった。

◎避難路の整備【建設管理課】

避難路として利用される町道の整備を年次的に行っている。

◎木造住宅耐震化の推進【建設管理課】

平成17年度より実施してきた木造住宅の耐震診断及び改修事業の補助採択要件を平成28年度に改定し、耐震改修設計や所有者が町外でも町内の木造住宅であれば補助を受けられるように補助採択要件の緩和を行い、地震の際に倒壊する可能性のある家屋の解消に努めている。

◎町体育館の耐震化・防災機能向上【社会教育課・総務課】

昭和44年に建築された町体育館は、耐震診断の結果、早急な補強工事が必要と判断された。このことを受けて、平成25年度に耐震補強工事を含めた大規模改修工事を実施した。町体育館は、災害時に避難所ともなる重要な施設であることから、今回の工事に併せて、2階部分に備蓄倉庫を新たに設けるなどして防災機能の向上を図った。

◎小・中学校校舎の耐震補強工事、非構造部材の耐震化及び屋上避難広場整備

【教育総務課・総務課】

平成23年度から耐震補強工事と非構造部材（外壁）の耐震化工事を実施し、西中学校体育館及び東・西小学校給食調理室を除き、概ね終了した。また、津波の被害から人命を守ることを目的として屋上を避難場所として利用するための屋外階段の設置や転落防護柵等の整備も実施し、津波避難ビルとしての指定も行っている。これらの整備が完了したことに伴い、それまで津波の発生が予想される場合、児童生徒は、津波浸水区域外へ徒歩で避難することとされていたものを屋上へ避難することに改め、より安全で確実な避難行動をとることができるようになった。

◎避難行動要支援者の把握・名簿作成【福祉課】

地震等災害発生時の避難行動に支援が必要な避難行動要支援者の把握・名簿作成を行い、東児湯消防組合・高鍋警察署・民生委員等避難支援等関係者に提供した。これにより、災害発生時の避難行動要支援者の情報共有を図ることができた。

◎高鍋町教育関係機関合同避難訓練の実施【教育総務課】

東小学校・西小学校・西中学校の屋上避難施設整備を契機に、高鍋町の教育関係機関（幼保・小・中・高校）が、同日・同時時間帯の大地震（震度7）発生を想定した避難訓練を合同で実施した。この訓練実施は、幼・保・小・中・高の連携を深めるとともに、参加者それぞれの「状況に応じて自ら考え、判断し、主体的に行動できる力」、防災や減災の避難行動のあり方を学ぶ機会となった。

◎教育研究所による調査・研究及び研修事業の充実【教育総務課】※再掲

平成23年3月11日の東日本大震災発生を受け、また、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震などの地震・津波災害から命を守るため、本町における防災教育の充実は喫緊の課題と考え、平成25年度から平成27年度までの3年間、「地震・津波災害から命を守り、たくましく生きる児童生徒の育成」を研究主題に掲げ、授業や防災訓練等の充実、学習環境整備のための研究を進めてきた。

3年間の防災教育の研究により、児童生徒及び教職員の防災意識の高揚とともに、研究成果物（手引書）による各学校防災マニュアルや防災教育年間指導計画の見直しを行い、授業や避難訓練をはじめとする防災教育の充実が図られた。

平成28年度は、「主体的に考え、豊かに表現できる児童生徒の育成 ～各教科等からの取組を通して～」を研究主題に掲げ、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、それを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力及び表現力等を育成する指導の在り方を実践的に究明し、児童生徒の学力向上を図るための研究に取り組んでいる。

▼避難行動要支援者への実効性のある支援体制の構築【福祉課・総務課・健康保険課】

避難行動要支援者名簿の定期的な更新と情報共有を図るとともに、名簿情報に基づく具体的な避難方法等についての個別計画を作成する必要がある。

▼災害時に使いやすい備蓄倉庫の整備【総務課】

本町の備蓄倉庫は、防災センター1階と町体育館2階に整備されているが、実際の災害時には、膨大な物資を受け入れ、それを各避難所へ仕分ける必要があり、現状では、いざというときの対応は困難な状況である。トラックなどの出入りのしやすさ、物品の仕分けのしやすさなどを考慮した、備蓄倉庫を新たに整備する必要がある。

▼津波避難タワーの整備【総務課】

早急に蚊口西の二地区及び樋渡地区に津波避難タワーを整備し、特定避難困難地域の解消を図る必要がある。

▼津波避難ビルの追加指定【総務課】

国土交通省が発表している「津波避難ビル等に係るガイドライン」においては、想定される浸水深が1m以下であれば2階建てのRC又はSRC構造の建物を津波避難ビルとして指定できることとされている。津波浸水区域に存在するこの要件を満たすビルを津波避難ビルとして追加指定し、より安全な避難場所の確保に努める必要がある。

▼「宮崎県備蓄指針」に基づく計画的な備蓄の推進【総務課】

「宮崎県備蓄基本指針」に基づき計画的に備蓄を推進していく必要がある。この指針の中には、目標を定める物資の内容及び数量などについて規定されている。本町の場合、避難所避難者数は9,130人と予測されており、食糧でいえば21,420食が必要とされている。さらに食糧の場合、賞味期限が5年とされていることから、定期的な更新が必要となり、財政を圧迫してしまうことになる。

さらに、これらの備蓄品を保管しておくスペースが不足することも大きな課題である。

▼職員用備蓄品の整備【総務課】

実際に被災した際、職員が活動できなければ業務を継続することはできないため、被災した住民用とは別に職員の活動を支える物品の確保が必要である。

▼計画的な避難路の整備【建設管理課】

避難路の整備を年次的に実施しているところであるが、津波到達予想区域からの避難路は多数あるため、重要度や現況幅員を考慮し計画的に整備を進めなければならない。

▼耐震改修事業の促進施策の展開【建設管理課】

東日本大震災・熊本地震により住宅の耐震強度への意識の高まりはあるものの、耐震診断を実施し地震に耐えられないと解っても、改修を実施する費用の捻出ができないなどの理由で耐震改修率が伸び悩んでいる状況である。今後は、更なる改修事業費補助の採択要件緩和等なんらかの施策の展開が必要となっている。

▼避難行動要支援者名簿の作成方法検討【福祉課】

現在の避難行動要支援者名簿については、本人の申請により作成しているため、他にも支援が必要な人が漏れている可能性がある。そのため、名簿作成方法等の検討及び名簿の更新が必要である。

▼避難行動要支援者個別支援計画の作成【福祉課】

避難行動要支援者一人ひとりの状況に応じた避難に関する個別計画（支援者や支援方法等）の作成が進んでいない。個別計画の作成には、地域住民や民生委員等避難支援等関係者の協力が必要となるため、計画作成の必要性や作成方法等の周知・検討を行っていく必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 災害時要援護者の把握と避難支援プランの適正な運用を図ります。
- 防災情報配信システムの加入促進を図るとともに、適正な運用に努めます。
- 津波避難ビルの指定など、避難対策を推進します。
- 食糧、飲料水、その他非常用備蓄品の整備を図ります。
- 避難路の指定や避難路の整備を図ります。
- 地震による建物倒壊を防ぐため、建物の耐震化を促進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 災害時要援護者避難支援プランに基づく個別計画に協力します。
- 防災情報配信システムに積極的に加入します。
- 事業者は、津波避難ビルの指定に協力します。
- 非常持ち出し品の準備に努めます。
- 住宅やアパートなどの耐震診断及び耐震改修工事に努めます。

②防災意識の啓発

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎定期的な津波避難訓練の実施【総務課】

平成24年度から毎年5月に津波避難訓練を実施している。参加者数は、平均すると1,800人程度で、高鍋町人口全体の8.3%程度となっている。28年度は、宮崎県総合防災訓練と併せて実施するとともに防災士ネットワークの協力を得て、各訓練会場にアドバイザーとして防災士1人を派遣し、充実した訓練とすることができた。

◎宮崎県総合防災訓練の開催【総務課】

平成28年度に南海トラフ巨大地震を想定した宮崎県総合防災訓練が本町をメイン会場として実施された。災害対策本部運営訓練、様々な関係機関による実動訓練のほか、町体育館において住民参加型の避難所運営訓練を実施することができた。

◎教育機関合同避難訓練の実施【教育総務課・総務課】

校舎屋上避難広場の整備が完了し、津波避難ビルとして指定されたことを受けて、平成27年度から各学校単位での訓練とは別に、小・中学校周辺の保育園や幼稚園等と連携した津波避難訓練を実施している。

◎県民一斉防災行動訓練「みやざきシェイクアウト」への参加【総務課】

地震の際の安全確保行動「まず低く、頭を守り、動かない」を身につける機会として平成27年度から県民一斉防災行動訓練「みやざきシェイクアウト」へ参加している。

◎津波ハザードマップ、洪水ハザードマップの作成・配布【総務課】

L2クラス（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス）の津波については、住民の生命を守ることを最優先とし、ハザードマップの整備など、避難を中心とするソフト対策を実施することとされているが、それを講じるための基礎資料として平成25年に宮崎県より津波浸水想定が発表されたことを受けて、本町でも津波浸水想定と指定緊急避難場所等を明記した津波ハザードマップを作成し、全世帯への配布を行った。併せて、小丸川の氾濫を想定した洪水ハザードマップも作成し、同じく全世帯への配布を行っている。

▼津波避難訓練の充実【総務課】

津波による人的被害を軽減するためには、住民一人ひとりの主体的な避難行動が最も効果的な取り組みであると言われているが、現状は、地震・津波に対する正しい知識を修得していない状態でやや受身的に訓練に参加している人が多いように見受けられる。今後は、防災士ネットワークと連携を密にし、主体的に訓練に参加してくれる人を増やすための取り組みを推進していく必要がある。

▼洪水ハザードマップの見直し【総務課】

近年、全国的に現在の想定を超える浸水害が多発していることを受けて、平成27年度に水防法の一部改正が行われ、現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表する制度が創設された。小丸川についても新たな浸水想定区域が国土交

通省より公表されたことから、それに基づく洪水ハザードマップを作成する必要がある。

▼防災に特化した広報誌の発行【総務課】※再掲

定期的に防災に特化した広報誌を発行し、町が行っている防災対策事業や防災に関する正しい知識などを周知することにより、更なる防災意識の高揚を図る必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 津波避難訓練や総合防災訓練を定期的実施し、初動体制や情報伝達体制などの確立を図るとともに、町民の防災意識の高揚に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 津波避難等の防災訓練に積極的に参加します。
- 各種ハザードマップを見えるところに掲示し、防災意識を高めます。

③自主防災組織の充実

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎防災士の養成【総務課】

地域における防災リーダーとしても活躍が期待される防災士を育成するために、防災士養成研修の際に必要な経費の補助を実施している。平成28年4月1日現在における町内在住の防災士数は95人となっている。

◎自主防災組織の育成【総務課】

自主防災組織の育成及び活性化促進のため、防災資機材整備に要する経費を補助している。平成28年4月1日現在における自主防災組織の結成数は17地区となっている。

◎防災出前講座の開催【総務課】

町民の防災意識の向上を図ることを目的として、地震・津波に関する正しい知識の普及を中心とする出前講座を実施している。

▼防災士資格取得後のフォローアップ・自主防災組織との連携【総務課】

防災士の資格を取得しても、具体的な活動を行うまでには至っていないケースが多く、地区・自主防災組織とやかに連携していくかが課題となっている。

今後は、引き続き、地区によってばらつきがみられる防災士の数（資格取得者数）を増加させるとともに、質を高めていくことが重要である。

▼自主防災組織の育成支援【総務課】

本町が行っている自主防災組織への支援事業は、自主防災組織の防災資機材整備事業のみであり、その後の運営については全く把握できていない状況である。多くの自主防災組織は、運営費の確保に苦慮しており、積極的な活動を継続しているところは少ないようである。今後は、事業メニューに自主防災組織運営経費助成事業を設けるなどして、各団体の活動内容の把握・指導等を行うことが必要である。

▼防災に関する出前講座の充実【総務課】

定期的な異動がある町職員による講座を継続していくことは難しいと考える。町職員はコーディネーターと位置付け、防災士ネットワークからの講師派遣ができないか検討する必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

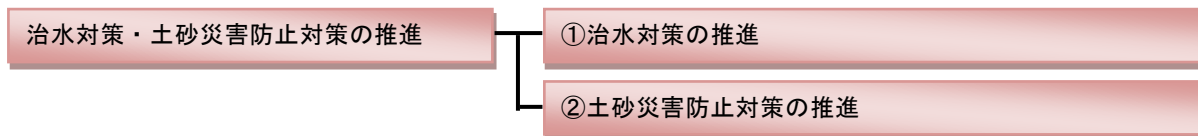
- 地域の防災リーダーとしての役割が期待される防災士の養成を図るとともに、自主防災組織の育成・強化に努めます。
- 防災に関する出前講座や研修などを通して、地域における自主防災意識の啓発を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域の防災リーダーとなるため、防災士の資格取得に努めます。
- 地域にあった防災訓練や研修会の定期的な実施に努めます。
- 災害発生時における高齢者や障がい者（児）等の支援に協力します。
- 情報伝達体制の整備に努めます。

(3) 治水対策・土砂災害防止対策の推進

【施策の体系】



①治水対策の推進

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎老朽化した「ため池」の適正な維持管理【産業振興課】

現在使用中のため池の耐震診断を実施した。また、災害時の避難のためのため池ハザードマップを作成し、防災の向上が図られた。

◎準用河川宮越川の指定【建設管理課】

宮越樋管に接続する都市下水路を一部宮越川として準用河川指定を行い、国土交通省でのポンプ場設置の条件整備を行った。

◎宮越樋管ポンプ設置要望【建設管理課】※再掲

竹鳩橋の永久橋への架け替え、国道10号の渋滞緩和、宮越樋管へのポンプ設置の3項目について、国土交通省本省・九州地方整備局・宮崎河川国道事務所に対し町長・議長をはじめ議員・関係職員で要望活動を実施した。

◎小丸川水系の治水対策【建設管理課】

小丸川水系の堤防補強や嵩上げを行う中で、最後に残っていた宮田川に架かる鉄橋付近の堤防嵩上げが国土交通省により実施された。

◎都市下水路の管理【上下水道課】 ※再掲

都市下水路を適切に管理し定期的に浚渫を行うことで、排水断面を確保することができ雨水排水対策が図られている。

▼老朽化した「ため池」の診断・整備【産業振興課】

耐震診断を基に、事業計画書を作成し、耐震補強工事を行うとともに、適正な維持管理が必要である。

▼宮越ポンプ場の設置工事の開始【建設管理課】

宮越樋管のポンプ設置に係る条件整備が整い国土交通省によりポンプ場設置が可能となったと

ころであるが、全国で多発する災害により予算確保が難しく、ポンプ設置に係る予算措置が先送りになっている。

▼都市下水路の整備【上下水道課】 ※再掲

勾配の緩いところやカーブになっているところは、土砂が堆積しやすいため、浚渫と併せて排水路としての機能が発揮できるように整備していく必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 宮越樋管に十分な排水能力のあるポンプ場の設置を国土交通省へ要望していきます。
- 主要河川及び小河川の護岸改修や浚渫、水路の整備について国・県との連携により早期の整備に努めます。
- 都市下水路の定期的な浚渫を行い、排水断面の確保に努めます。
- 老朽化した「ため池」の適正な維持管理に努めます。
- 高鍋防災ダムの適正な維持管理に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 宮越樋管ポンプ場設置等について行政とともに要望活動を展開します。

②土砂災害防止対策の推進

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎土砂災害避難訓練の定期的な開催【総務課・建設管理課】

宮崎県砂防協会及び高鍋土木事務所と連携し、地区内に土砂災害危険箇所が存在する自治公民館を対象に年1回土砂災害避難訓練を実施し、土砂災害に関する啓発を行っている。

◎土砂災害防止法に基づく基礎調査の終了【総務課・建設管理課】

土砂災害防止法の一部が改正され、土砂災害の危険性のある区域を明らかにするための基礎調査結果を公表することが義務付けられた。本町においては、平成27年度で基礎調査が終了し、平成28年度中に住民説明会を行い土砂災害警戒区域の周知を行った。

◎急傾斜地崩壊対策事業の実施【建設管理課】

脇地区を県施工で松本地区を町施工により急傾斜地崩壊対策事業に着手し、順次整備を実施している。

▼土砂災害ハザードマップの作成【総務課】

県の調査結果をもとに、区域ごとの土砂災害ハザードマップを作成し、公表する必要がある。

▼土砂災害警戒区域内の世帯に対する防災行政無線戸別受信機の配備【総務課】

土砂災害警戒情報に基づく迅速な避難勧告の発令が義務付けられていることから、土砂災害警戒区域にある世帯への戸別受信機の配備を推進する必要がある。

▼土砂災害危険箇所対策の推進【建設管理課】

土砂災害危険箇所については、現在施工中の2地区以外の事業着手に向け、県施工による事業実施要望に合わせて、町施工分に対する県単独補助の活用ができるように要望を行っていく必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

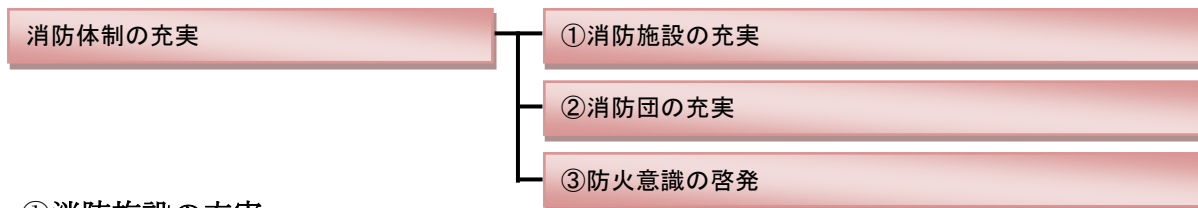
- 土石流災害防止・急傾斜地崩壊対策とともに、今後の調査、パトロールを通して判明した危険箇所については、県施行による事業実施の要望を行うとともに、町施行分については県補助が活用できるよう要望を行っていきます。
- 土砂災害ハザードマップを作成し、町民の防災意識の高揚に努めます。
- 土砂災害防止訓練を実施し、避難所・避難経路の周知を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 土石流災害防止・急傾斜地崩壊対策事業について理解を深め、事業に協力します。
- 土砂災害ハザードマップを見えるところに掲示し、防災意識を高め、避難所・避難路を確認します。
- 土砂災害防止訓練に積極的に参加します。

(4) 消防体制の充実

【施策の体系】



①消防施設の充実

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎消防施設等の整備【総務課】

消防団第1部及び第4部の消防ポンプ自動車、第9部の消防小型ポンプ積載車及び10個部の小型動力ポンプの更新を行い、消防施設の充実を図った。

▼消防施設等の整備【総務課】

耐震性を備えた防火水槽の整備、消火栓の計画的な更新など消防水利施設の維持管理や、自動車運転免許制度の法改正に伴う消防ポンプ自動車の運転可能者の減少対策を講じる必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 消防車両や機材の計画的な整備を図ります。
- 消火栓や防火水槽等の消防水利の整備、点検、修繕に努めます。

②消防団の充実

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎消防技術の向上や組織強化【総務課】

新入団員・部長・消防団幹部など役職やスキルに応じた研修及び訓練を実施するとともに、各種訓練において、無線機を活用した訓練や実践を想定した災害の訓練を実施するなど、訓練カリキュラムの充実による消防団員の技能向上や組織強化を図った。

◎消防団員の安全確保・活動環境の向上【総務課】

地域消防防災活動支援事業等を活用し、消防団各部へ消火活動等に必要なヘルメットやホースなどの資機材や装備品の計画的な整備を行い、消防団員の安全確保や活動環境の向上を図った。平成28年度には消防団の新たな装備基準に合致した活動服を全団員へ配備、耐切創性手袋・ヘッドライトを各部へ配備し、消火活動中の安全性向上を図った。

◎消防団活動の啓発【総務課】

高鍋城灯籠まつり等の町内の各種行事において消防団活動のPRを実施し、ポスターやチラシによる消防団員の確保を行った。

▼消防団員の確保【総務課】

平成28年4月1日時点の団員数は244人であるが、町外勤務者や雇用形態の多様化などの事情により、若者の入団が困難な状況にあり、消防団員の高齢化や団歴の長期化が課題となっている。また、団員数の多い部と少ない部の偏りがあり、少ない部は、団員一人あたりの負担が大きくなっている。

▼装備品等の計画的な整備【総務課】

東児湯消防組合の消防無線はデジタル化されている一方、消防団車両に装備している無線受信機や携帯型無線機の移動系無線はアナログ方式のままとなっているため、防火活動の阻害となる恐れがある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 多様な火災、自然災害に対応できる消防力の増強に努めます。
- 町民や企業等への理解や協力を推進し、消防団員の確保に努めます。
- 消防団活動の環境づくりや啓発活動の充実に努めます。
- 操法大会や定期的な訓練の実施など、消防技術の向上や組織強化に努めます。
- 消防団員の消火活動に必要なヘルメットや装備品等の計画的な整備を図り、安全確保、活動環境の向上に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 消防団活動に理解を深め、家族の協力のもと消防団に積極的に入団します。
- 事業者は、消防団への入団や消防団活動に対して積極的に支援します。

③防火意識の啓発

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎火災予防運動の実施【総務課】

春季・秋季に行われる全国火災予防運動に伴い、町内全地域での防火広報を実施することで防火意識が強化された。

▼地域における火災予防の啓発【総務課】

各地区で実施される防災訓練に、管轄消防団が参加し火災予防の啓発を行っているが、減少傾向とはいえ住宅火災や林野火災が起きている。また、大規模小売店や福祉施設等における消火訓練の実施や防火意識の向上を図るとともに、各世帯においても住宅用火災警報器や防火機器の適切な更新と設置率の向上が課題となっている。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

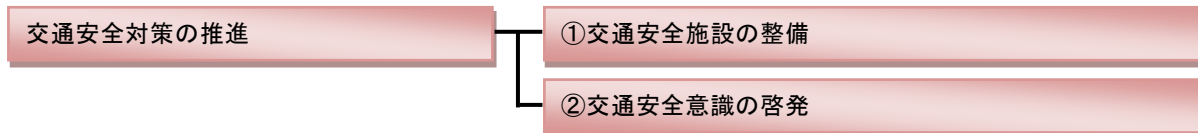
- 火災予防運動を推進し、消防団による広報や情報誌等により防火意識の強化に努めます。
- 地域における研修や消火訓練等を通して、火災予防の啓発に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域や家庭においての火気取扱に十分注意します。
- 住宅用火災警報器や防火機器の設置に努めます。
- 企業等は、自主的な消火訓練や避難訓練の実施に努めます。

(5) 交通安全対策の推進

【施策の体系】



①交通安全施設の整備

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎交通安全施設の設置・維持補修整備による道路交通環境の改善【総務課】

点検・パトロールや地区からの要望に応じ、歩道や交差点等の危険箇所交通安全施設（カーブミラー、区画線、ガードレール等）の設置や維持補修、交差点改良等の整備を行い、交通事故防止や道路交通環境の改善を図った。

◎通学路の安全対策【総務課】

通学路における注意喚起表示板を10カ所に設置した。

※実施箇所…県道木城高鍋線の通学路（川田地区～青木地区のNTT柱及び九電柱）

◎通学路の安全対策【教育総務課】

通学路の安全確保に向けた取り組みを継続的に実施するため、国・県・町、小・中学校、PTA、警察で構成する通学路安全推進会議を設置し、平成26年8月に高鍋町通学路交通安全プログラムを策定した。

3年に1回（次回：平成29年度）合同点検を実施し、対策の検討・実施している。

また、点検結果や対策内容については、関係機関の認識を共有するため、小・中学校ごとに対策一覧表及び「対策箇所」を作成・公表している。

◎ゾーン30設定の実施【総務課】

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図った。

◎グリーンベルトの設置【建設管理課】

歩道のない通学路において児童・生徒の安全確保のため、運転手が車道と路側帯を視覚的に明瞭に区分できるようにグリーンベルトを設置し、事故防止対策を図った。

▼交通安全施設の整備【総務課】

車道中央線や路側線、横断歩道等の白線は消耗が早く、また、カーブミラーやガードレールについては老朽化が進んできているため、年次的、計画的な修繕等が必要である。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 交差点や歩道など、交通事故の危険性が高い箇所の交通安全施設の整備に努めます。
- 通学路の安全点検を実施し、児童・生徒等の歩行者・自転車の安全対策に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 通学路の点検や交通安全施設の点検等の協力を努めます。

②交通安全意識の啓発

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎交通安全運動の町民全体への展開【総務課】

春・秋の全国交通安全運動期間を中心に、交通指導員や各地区公民館による街頭指導を年間通して実施したことで、交通安全の確保や、交通マナーに対する意識の高揚を図ることができた。

また、子育て応援フェスティバル・成人式・高鍋城灯籠まつりなどの各種イベントで街頭啓発を行い、若者から高齢者まで、幅広い年代に対して交通安全の意識づけをすることができた。

◎学校における交通安全教育の推進【教育総務課】

各学校において、毎年度1学期の交通安全教室、下校指導や自転車通学生指導などの交通安全指導を実施している。また、町総務課・高鍋警察署と連携し、中学校において自転車点検を行い、不良箇所等の改善指導を行った。

▼交通安全意識の啓発【総務課】

本町は、県内の交通事故発生ワースト順位において10位以内の上位を占めることが常連になっており、交通事故防止のためには、町民挙げて交通安全に対する意識やマナーの向上を図っていく必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

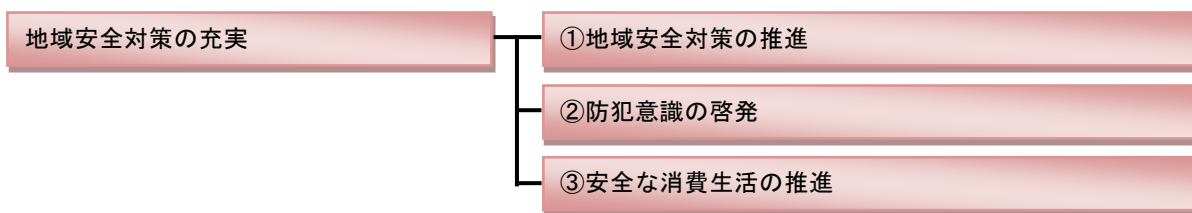
- 学校等における交通安全教育を推進します。
- パトロールや広報、情報誌等を通じて、交通安全意識の啓発に努めます。
- 春・秋の全国交通安全運動をはじめ、各交通安全運動期間における街頭指導に努めます。
- 自転車利用者に対する交通安全教育に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 春・秋の全国交通安全運動をはじめ、各交通安全運動期間における街頭指導への積極的な参加に努めます。
- 交通事故防止のために、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努めます。
- 自転車利用の交通マナーの向上に努めます。

(6) 地域安全対策の充実

【施策の体系】



①地域安全対策の推進

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎防犯灯の新設・補修整備による犯罪抑止・安全確保【総務課】

地区からの要望に応じて、防犯灯を設置するとともに、老朽化した防犯灯の補修を行い、歩行者等の安全確保や犯罪の未然防止を図った。

◎青色防犯パトロールの実施等による地域安全活動への支援【総務課】

青色防犯パトロールの実施や街頭啓発を行うとともに、防犯協会や地域安全モデル地区、自治公民館組織など、団体との連携協力・活動支援により犯罪者を寄せ付けないまちづくりを推進することができた。

▼地域安全環境の整備【総務課】

老朽化により年々、防犯灯修繕の基数が増加しているため、年次的・計画的な修繕等が必要である。

▼地域安全環境の整備【総務課】

世代間交流や地域のつながりが希薄化する中で、子ども・女性・高齢者が狙われる事案が増えている。犯罪者を寄せ付けない安心安全なまちづくりを推進するためには、地域住民による見守りや監視が効果的であることから、見守りボランティアの育成や組織化が必要である。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- LED防犯灯の設置を推進し、老朽化した防犯灯の更新に努めます。
- 地域の見守りボランティア活動の育成に努めます。
- 青色防犯パトロールの実施を強化します。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域において、LED防犯灯の設置、維持に協力します。
- 地域の見守り活動に積極的に参加・協力します。
- 鍵かけや二重ロックなど、自らの防犯対策に心掛けます。

②防犯意識の啓発

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎防犯意識の啓発【総務課】

出前講座や情報配信メール等により啓発を実施した。また、子育て応援フェスティバル・成人式・高鍋城灯籠まつりなどの各種イベントでの街頭啓発や、児湯5町対抗鍵かけ合戦により、若

者から高齢者まで、幅広い年代に対して防犯への意識づけをすることができた。

▼防犯意識の啓発【総務課】

児湯5町において、窃盗事件や不審者目撃情報の発生が絶えないため、効果的な防犯意識の啓発を図っていく必要がある。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 地域や学校等における地域安全教育を推進します。
- パトロールや広報、情報誌等を通じて、防犯意識の啓発に努めます。
- 全国地域安全運動をはじめ、各種イベントや行事等における街頭啓発に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域や家庭において、防犯意識の高揚に努めます。
- 地域や家庭において、子どもや高齢者等に対する防犯教育を推進します。

③安全な消費生活の推進

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎消費者保護に関する啓発【総務課】

消費者行政推進交付金事業の活用で啓発用品やパンフレットを購入、出前講座等で配布し、効果的な消費者教育啓発を展開することができた。

◎消費者保護の相談体制の整備【総務課】

消費者問題の相談にあたり、民事上の法律知識を必要とする事案も多く、消費者問題の早期解決・救済が図られるよう高度専門化した広域的・総合的な相談体制の確立が必要であったため、西都・児湯地域において、西都児湯消費生活相談センターを共同設置することとなった。

◎無料法律相談の実施【総務課】

消費者行政推進交付金事業を活用した弁護士による無料法律相談会を開催し、消費者トラブルや多重債務等の相談に関して、法律専門家による的確な助言や応答がなされ相談者の救済を図ることができた。

▼消費者教育の充実【総務課】

トラブルに巻き込まれないためには、消費者問題の未然防止が重要であることから、子どもの頃から正しい知識を習得し、適切な対応するための消費者教育が必要である。

【目標を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 消費生活に関する知識の習得や問題意識を高め、消費者トラブルや被害の未然防止のため、消費生活情報の提供、啓発活動に努めます。
- 地域や学校等における消費者教育を推進します。
- 消費生活の多様な苦情や相談に対応するため、相談体制の充実に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 自ら進んで消費生活の知識を習得するよう努めます。
- 必要な情報を収集し、自己の責任のもと行動することで、消費者トラブルや被害の未然防止に努めます。
- 事業者は、商品や契約内容について適正な表示、説明を行うとともに、消費者の苦情に適切に対応します。